○南伊勢町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する制度

概要フロー図**（事業計画編）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 地域住民等 | 事業者 | 町 | 条例該当条項 | 規則該当条項 |
| 提出見解書の受取り・理解不理解地域住民等意見書の提出（開催後14日以内）（見解書受領後14日以内）説明会への参加説明会の認知関係書類の閲覧申出 | 　　 町へ問合せ他法令に係る関係機関との調整事前相談書を作成事業を検討する 提出「適否」の場合土地、周辺環境の調査等適正抑制区域の想定される影響への対策協議書類の作成事業を継続事業を中止事業抑制依頼の回答（依頼のあった日から30日以内）不適正依頼他法令に係る届出　　　　　　　　　　　 環境保全条例に基づく届出関係書類（1,000㎡以上の造成を伴う開発行為） 口頭周知説明説明報告通知対応状況報告書（見解書提出後14日以内）見解書の作成計画変更計画変更なし地域住民等意見書概要書（開催後21日以内）意見なし意見あり説明会開催報告書（開催後7日以内）説明会の開催標識設置届（工事用）説明会周知（チラシ配布等）受取り業を中止標識の設置（工事用）日時・会場の選定チラシ等の準備地域住民等説明会を計画事業計画調整完了申出書及び添付書類の提出書類の補正業を中止調整完了書類の協議事業計画調整継続適正不適正 | 提出報告報告提出提出提出提出調整要求提出報告報告閲覧可能「適」の場合のみ地域住民等理解の確認変更のあった部分について受取り受取り受取り受取り関係書類の閲覧開始事業計画調整完了通知書調整完了確認補正要意見集約環境保全条例が該当する場合は、この時点で各課協議協議書類の確認受取り事業抑制依頼書制度の概要説明他法令の届出の説明事業抑制区域の確認適用事業適否の確認 | 第3条の該当確認（適用事業）第4条の該当確認（事業抑制区域）第6条第1項第6条第2項第7条第1項第7条第2項第7条第3項（環境保全条例第25条）指導・助言・勧告ができる第7条第4項第7条第5項第11条第12条第1項第12条第2項第7条第6項第7条第7項 | 第4条第1項第4条第2項第5条第1項第5条第1項第5条第2項第5条第4項第5条第5項第5条第6項第6条第2項第12条第1項第1号第13条第12条第2項第6条第1項第6条第3項第6条第5項第6条第9項第6条第6項第6条第7項第6条第8項第6条第10項 |
| ＊認定申請編へ＊ |
|  |  |  |  |  |

○南伊勢町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する制度

概要フロー図**（認定申請編）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 地域住民等 | 事業者 | 町 | 条例該当条項 | 規則該当条項 |
| 提出説明見解書の受取り・理解不理解地域住民等意見書の提出（開催後14日以内）（見解書受領後　　　　14日以内）説明会への参加説明会の認知 | ＊事業計画編より説明周知届出工事着工の届出対応状況報告書（見解書提出後14日以内）見解書の作成計画変更計画変更なし地域住民等意見書概要書（開催後21日以内）意見なし意見あり説明会開催報告書（開催後7日以内）説明会の開催説明会周知（チラシ配布等）日時・会場の選定チラシ等の準備地域住民等説明会を計画認定後、「認定通知書の写し」を提出調整を経た計画で、経済産業大臣へ事業計画の認定申請調整を経た計画で、経済産業大臣へ事業計画の認定申請 | 口頭報告提出報告報告報告提出地域住民等理解の確認変更のあった部分について受取り受取り受取り受取り再生可能エネルギー発電事業計画届出書（認定申請書類、添付書類写しの提出） | 第8条第1項第8条第2項指導・助言・勧告ができる第8条第3項第8条第4項第9条第1項 | 第7条第1項第6条第1項第6条第3項第6条第5項第6条第9項第6条第6項第8条第1項第6条第7項第6条第8項第6条第10項第9条 |
| ＊工事編へ＊ |
|  |  |  |  |  |

○南伊勢町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する制度

概要フロー図**（工事編）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 地域住民等 | 事業者 | 町 | 条例該当条項 | 規則該当条項 |
|  | 協力報告届出協力届出受取り適切な運用（発電事業開始）標識の撤去（工事用）現場対応現場対応標識設置届（通常掲示用）標識の設置（通常掲示用）工事完了の届出工事完了工事着工の届出認定申請編より（災害又は緊急時の工事の場合も下記のとおり同様に行う） | 通知工事完了確認通知書現場確認（監視員）受取り受取り現場確認　（監視員）受取り | 第9条第1項第10条第1項第10条第2項指導・助言・勧告ができる第9条第1項第11条第10条第1項第10条第2項 | 第9条第11条第9条第12条第1項第2号第12条第2項第10条 |
| ＊工事編へ＊ |
| ○南伊勢町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する制度概要フロー図**（運用編）** |
|  | ＊工事編より現場対応事業実施状況報告書発電事業終了（継続・廃業）発電事業の開始　　　（適切な保守点検・維持管理）受取り | 現場確認（監視員）受取り事業実施状況報告　　　依頼書 | 第13条第1項第13条第2項指導・助言・勧告ができる | 第14条第1項第14条第2項 |

○南伊勢町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する制度

概要フロー図**（指導・助言編）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 地域住民等 | 事業者 | 町 | 条例該当条項 | 規則該当条項 |
|  | 通知（適時）回答指導・助言・勧告事項回答書行政機関・地域住民等との調整、協議受取り | 受取り指導・助言通知書この条例の目的を達成するため必要な指導・助言を行う必要が発生した場合 | 第14条第1項第14条第1項 | 第15条第1項第15条第1項第15条第2項第15条第3項 |
| ○南伊勢町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する制度概要フロー図**（勧告編）** |
|  | 勧告（適時）回答指導・助言・勧告事項回答書行政機関・地域住民等との調整、協議意見ができる受取り | （1）「事業計画の調整」手続を経ずに、再エネ特措法第9条第1項の規定による事業計画の認定の申請をした者（2）「地域住民等説明会」を開催しない者（3）「事業計画の届出（変更含む）」をせず、又は「工事の届出」をせず工事に着工した者（4）虚偽の届出をした者（5）「毎年報告」、「調査後の報告や説明」、「資料の提出」をせず、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者（6）指導又は助言に正当な理由がなく従わなかった者　記に該当する場合未回答・未対応町議会への報告勧告書受取り経済産業省への報告及び公表の理由を通知経済産業省への報告及び公表 | 第14条第2項第14条第2項第15条 | 第15条第4項第15条第4項第15条第5項第15条第2項第15条第5項第15条第3項 |